

少量危険物及び指定可燃物等の
貯蔵又は取扱いの届出について
～昇任試験対策編～

皆さん、こんにちは!今回のテーマは、大阪市火災予防条例第60条に規定する「少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出」についてです。

少量危険物については、平成26年12月号「キセイカナビvol.18」に、指定可燃物等については、平成27年1月号「キセイカナビvol.19」に掲載していますので、そちらも併せてご覧ください。

それでは、さっそく問題を解いてみましょう!

問題

過去に出題あり!

【問】次の(①)～(⑩)にあてはまる適切な語句を記入してください。(②、③は順不同)

・大阪市火災予防条例第60条

- 1 少量危険物(第33条の規定に該当する特殊引火物等を含む。以下この条において同じ。)又は別表第7に定める数量の(①)倍以上(再生資源燃料、(②)及び(③)にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を(④)に届け出なければならない。届出の内容の変更(貯蔵又は取扱いの廃止を含む。)をしようとする者についても、また同様とする。
 - 一 (⑤)及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 二 貯蔵し、又は取り扱おうとする少量危険物又は指定可燃物等の(⑥)及び数量(タンクを設ける場合にあつては、そのタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う数量)
 - 三 少量危険物又は指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの(⑦)の概要
 - 四 少量危険物又は指定可燃物等を貯蔵し又は取り扱おうとする場所及びその位置、構造及び(⑧)の概要
 - 五 その他(⑨)が必要と認める事項
- 2 指定数量未満の(⑩)の販売を業とする者は、主たる取扱いの責任者を定めて、(④)に届け出なければならない。

解答

- ① 5 ② 可燃性固体類等 ③ 合成樹脂類 ④ 消防署長 ⑤ 氏名 ⑥ 品名
⑦ 方法 ⑧ 設備 ⑨ 消防長 ⑩ 灯油



指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合、別表第7に定める数量以上で届出が必要な品名はどれか、5倍以上の数量で届出が必要な品名はどれか、品名ごとに整理して覚えておこう!



ご意見・ご質問は予防部規制課まで [✉ pa0032@city.osaka.lg.jp](mailto:pa0032@city.osaka.lg.jp)